

東かがわ市規則第22号

東かがわ市母子保健法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月5日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市母子保健法施行細則の一部を改正する規則

東かがわ市母子保健法施行細則（平成25年東かがわ市規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収基準額表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1 この表のC階層における「市町村民税均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「市町村民税所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2～7 略</p>	<p>別表（第8条関係）</p> <p style="text-align: center;">徴収基準額表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考</p> <p>1 この表のC階層における「市町村民税均等割の額」とは地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、D1～D15階層における「市町村民税所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8並びに同法附則第5条第3項、<u>第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項</u>の規定は適用しないものとする。）の額をいう。</p> <p>2～7 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。